平成２２年（フ）第７８１号
大阪府高槻市萩之庄３丁目２番５号、商業登記簿上の本店所在地京都府亀岡市荒塚町２丁目４番17号
破産者　有限会社ベルウッドライフサービス
1　期日　平成23年２月16日午後２時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年12月９日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２０号
徳島県阿南市那賀川町八幡中塚２番地の２
破産者　有限会社製作所カワタ
1　期日　平成23年２月18日午後１時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年12月６日　徳島地方裁判所阿南支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２１年（フ）第９３２号
熊本市渡鹿５丁目11番10号
破産者　興梠　博美
異議申述期間　平成23年１月28日まで
平成22年12月９日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１０１号
熊本県菊池郡菊陽町新山３丁目18番１号
破産者　永松伊津代
異議申述期間　平成23年１月28日まで
平成22年12月９日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３２号
熊本県山鹿市久原5728番地１　市住２―403
破産者　塚田　　彰
異議申述期間　平成23年１月31日まで
平成22年12月10日
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２２年（フ）第１２号
石川県輪島市釜屋谷町１字36番地10
破産者　刀禰　芳昭
異議申述期間　平成23年２月８日まで
平成22年12月10日　金沢地方裁判所輪島支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１２８５号
堺市堺区北三国ヶ丘町６丁２番16―205号
破産者　中　　亜男
免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
平成22年12月９日
大阪地方裁判所堺支部破産係

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第２０２１号
東京都新宿区新宿１丁目６番３号
清算株式会社　株式会社エーディーエヌ
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２２年（ヒ）第３号
新潟市秋葉区草水町１丁目４番５号
清算株式会社　株式会社結城製油所
代表清算人　結城　健雄
1　決定年月日　平成22年12月８日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　基本方針
清算株式会社の残余財産から清算事務に必要な費用を控除した残額を、協定債権の元本額に応じて按分して弁済するものとする。
2　一般条項
⑴　弁済の方法
清算株式会社は、本協定認可決定確定後１か月以内に、協定債権の元本額の0.420477841パーセントに相当する金額を弁済する。各協定債権に対する弁済額は別紙弁済表に記載のとおりである。
⑵　弁済の方法、端数の処理
ア　本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
イ　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
⑶　権利の変更
清算株式会社が前記⑴の弁済をしたときは、協定債権の残額について免除を受ける。
（別紙省略）
新潟地方裁判所第１民事部

平成２２年（ヒ）第１０２号
鹿児島市与次郎２丁目７番25号
清算株式会社　栃木九建株式会社
代表清算人　桃木野　聡
1　決定年月日　平成22年12月７日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、本協定の認可決定確定後速やかに、資産の換価代金総額から公租公課、特別清算手続に必要な費用等を控除した残金全額を、協定債権者インフラテック株式会社に対し支払い、残債務の免除を受ける。
2　公租公課、特別清算手続に必要な費用等は、随時これを支払う。
鹿児島地方裁判所民事第３部

平成２２年（ヒ）第１０３号
鹿児島市与次郎２丁目７番25号
清算株式会社　九建開発株式会社
代表清算人　桃木野　聡
1　決定年月日　平成22年12月７日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、本協定の認可決定確定後速やかに、資産の換価代金総額から公租公課、特別清算手続に必要な費用等を控除した残金全額を、協定債権者インフラテック株式会社に対し支払い、残債務の免除を受ける。
2　公租公課、特別清算手続に必要な費用等は、随時これを支払う。
鹿児島地方裁判所民事第３部

更生計画案提出期間の伸長

平成２１年（ミ）第１号
静岡市清水区三保491番地の１
更生会社　株式会社カナサシ重工
主文　管財人が更生計画案を提出すべき期間の終期を平成23年６月27日と変更する。
平成22年12月７日
静岡地方裁判所民事第２部

包括的禁止命令

平成２２年（再）第７８号
東京都台東区雷門２丁目19番17号
再生債務者　株式会社サウザー
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成22年12月８日
東京地方裁判所民事第20部

保全管理命令

平成２１年（再）第７号
岐阜県美濃加茂市加茂野町稲辺1330番地の１
再生債務者　株式会社そうご
1　主文　保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　岐阜市神田町１－８－５　協和興業ビル４階　あさい法律事務所　弁護士　浅井　直美
3　保全管理人は、その職務の遂行状況並びにその管理する財産の状況及び収支の状況について、当裁判所の求めに応じ、随時報告しなければならない。
平成22年12月９日　岐阜地方裁判所

監 督 命 令

平成２２年（再）第１２０号
千葉県浦安市舞浜３丁目36番11号
再生債務者　オーシャントレーダー株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都千代田区麹町３丁目７番８号　麹町山口ビル３階　香川法律事務所　弁護士　香川　明久
平成22年12月６日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２２年（再）第１４号
北海道小樽市稲穂２丁目２番７号
再生債務者　株式会社花月堂
代表者代表取締役　古川　昭男
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年１月12日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成23年２月16日から平成23年３月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部